

# 改正農地法第52条に基づく 農地の賃借料情報の提供について



【令和2年度賃借料情報】

地区名	利用地目	賃借料(10a当たり)	データ数	備考
朝日町内全域	田	0円	0	使用貸借(無償)による契約数は53筆

改正農地法の施行(H21.12.15)に伴い従来の【標準小作料制度】が廃止されました。

新たに農業委員会が過去1年間で実際に締結された賃貸借契約の賃借料に関するデータにより、賃借料情報を提供することになりました。

なお、契約締結時の内容をデータとしているため、その後の当事者間の契約変更等は反映していません。実際の農地の賃借料と異なる場合がありますので、判断材料のひとつとしてご活用ください。

※新たに農地の利用権設定を申し込みされる方については無償契約とすることをお願いしております。

## ◆北勢地域若者サポートステーション出張相談

内容：働くことに悩みを抱えている方のさまざまな相談や就労の支援をお受けします。

対象：15～49歳で無職の方（ご家族・関係者・在学中でも可）

日時：5月26日（水） 10時～12時

場所：朝日町役場 1階相談室

問合せ・申込先：北勢地域若者サポートステーション

TEL 359-7280

in朝日

(無料・要予約)

## 5月は消費者月間です！

今年のテーマは「“消費”で築く新しい日常」です。

トラブルに巻き込まれてしまったときや心配ごとがあるときは一人で悩まずに、できるだけ早めに相談することが大切です。

消費生活相談は、

「消費者ホットライン 188」

※ 消費生活・多重債務の相談は産業建設課 (TEL 377-5658) でも対応出来ます。



退職金の準備を中小機構がお手伝いします！

安心 安全 国がつくった

### 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。  
詳しくは右記のQRコード又は  
ホームページからご確認ください。

加入・年金のご質問は  
こちらをご利用ください  
24時間いつでも  
チャットで質問可能です

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**  
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**  
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**  
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得控除」、分割の場合は「公的年金等の雑所得控除」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能  
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止  
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外に差押禁止債権として保護されます。

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。  
詳しくは右記のQRコード又は  
ホームページからご確認ください。

加入・年金のご質問は  
こちらをご利用ください  
24時間いつでも  
チャットで質問可能です